

公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時	自 午後 1時00分 令和8年7月22日（水） 至 午後 4時46分
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公 安 委 員 野村委員長 弘永委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務課長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 中国四国管区警察局主催の進行型殺傷事案対処訓練の実施

刑事部長から、

単独又は複数の犯人が、不特定又は多数の者に対し、連続的に殺傷行為に及び、即時対応が求められる事案に対し、先着する可能性が高い警察官（署地域課員、本部直轄隊）の対処能力の向上を図るもの。

(1) 発生状況

ア 全国の事例

- 平成30年、富山県警富山中央署奥田交番を男が襲撃、警察官1名を刃物で刺殺して拳銃を奪い、同拳銃で小学校の警備員1名を射殺
- 令和5年、長野県中野市において男が女性2名をナイフで刺殺、通報を受け臨場した警察官2名を猟銃で射殺

イ 県内の事例

- 平成11年、下関駅構内において、男がレンタカーで通行人をはねた後、包丁で乗降客らを切りつけ5名が死亡、10名が重軽傷

(2) 訓練状況

ア 訓練月日・場所

日時：令和8年6月11日及び12日

場所：美祢市秋芳町 旧県立美祢高等学校

イ 訓練対象者

警察署地域課員14名、地域部自動車警ら隊員6名、生活安全部人身安全・少年課人身安全保護対策員4名 計24名

ウ 訓練指導員

大阪1名、島根1名、岡山2名、広島1名、山口3名 計8名

エ 訓練内容

- 基本教養
- 拳銃などの凶器への対処要領
- 被疑者制圧後の対処要領

- 防弾盾、特殊用途拳銃を使用した想定訓練

(3) その他

- 本年4月、県独自に刑事部機動捜査隊員に対して訓練を実施
- 今後も各部門と連携して、訓練を実施予定

旨の説明があった。

今村委員から、「以前、立てこもり訓練の視察を行ったことがあるが、装備が十分でない状況での体の動かし方が重要であることを改めて感じた。訓練では臨場感があったか。」旨の質問があり、刑事部長から、「今回の参加者は、訓練に初めて参加する者たちであり、実際の事案を想定した対峙を通じて緊張感を持って実施できた。」旨の説明があった。

弘永委員から、「実際の現場では何が起こるか分からないため、訓練経験者を増やし、緊張感と油断しない姿勢を若手に継承するとともに、訓練を重ねて事故防止に努めてもらいたい。」旨の発言があった。

野村委員長から、「進行型殺傷事案対処訓練ではどのような事案を想定しているのか。」旨の質問があり、刑事部長から、「犯人が刃物や拳銃を所持し、一般人を次々と襲撃する事案を想定して訓練を実施した。」旨の説明があった。さらに委員長から、「写真で『ドア前確認要領』があったが、立てこもりも想定しているのか。」旨の質問があり、刑事部長から、「ドア前確認は、商業施設等において不用意にドアを開ける危険を避けるため、安全な侵入要領を習得する訓練である。」旨の説明があった。また委員長から、「このような事案では、人命がかかっており、秒ごとの判断が求められる大変な事案である。引き続き訓練の実施をお願いしたい。」旨の発言があった。さらに警察本部長から、「従来の立てこもり訓練等では、SATを要請するなど、比較的時間に余裕のある対応が可能であるものであった一方、進行型殺傷事案はそのような時間的余裕がなく、現場に最初に臨場した警察官が直ちに対処するための能力を養うことを目的とした訓練である。」旨の補足説明があった。

2 重大交通事故抑止対策の推進

交通部長から、

本年6月末現在における県内の交通事故死者数は21人で、前年同期比で6人増加しており、そのうち「はみ出し事故（対向）」及び「路外逸脱事故等（左側等）」による死者数は11人（前年同期比＋6人）と死亡事故全体の約5割を占めているとともに、例年に比べて多発傾向が特に顕著であることから、これらの事故の抑止を主たる目的としつつ、他の重大交通事故の発生にも歯止めをかけるため、新たな交通安全施策を開始したもの。

(1) 施策名

コースアウト4（し）ない運動 P l u s ～無事故でカエルために～

(2) 開始年月日

令和8年7月7日（火）

(3) 内容

従来の「コースアウト4（し）ない運動」で示された

- ①ない ぼんやりしない
- ②ない 脇見しない
- ③ない 居眠りしない
- ④ない スマホ（携帯電話）を使用しない

の4項目に

- ① スピードをひカエル（控える）
- ② 無理な運転をひカエル（控える）
- ③ 初心を振りカエル（返る）

の3項目を加える（プラスする）もの

※ 運動のサブタイトルにある「無事故でカエルために」は、無事故で家族や友人が帰宅するのは、県民の日々の願いであるため、本運動のマスコットであるカエルと語呂合わせにより付けたもの

(4) 推進事項

- 広報活動の推進
- 交通安全教育の推進
- 事故分析に基づく道路交通環境の改善
- 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
- 「横断歩道ハンドサイン運動」等他の運動との連動

(5) 今後の方針

広報活動を推進し、運動を浸透・定着させるほか、関係する交通違反の取締りを実施することなどにより、コースアウト事故を始めとした重大交通事故の抑止を図ることとしている。

旨の説明があった。

今村委員から、「はみ出し事故は高齢者によるものが多いのか。」旨の質問があり、交通部長から、「はみ出し事故による死者数は、本年6月末現在で11人であるが、このうち高齢者は2人であり、多くは壮年者によるものである。」旨の説明があり、さらに委員から、「原因は、速度超過によるものか。」旨の質問があり、交通部長から、「そうとも限らない。安全運転ができていなかったことが原因であり、その理由はさまざまである。」旨の説明があった。また委員から、「9月から生活道路の法定速度が30km/hとなることを踏まえ、『コースアウト4(し)ない運動』に新たに追加された『スピードをひカエル』の項目について、制度改正の周知に合わせて活用してはどうか。」旨の発言があった。

弘永委員から、「本年は、交通死亡者数が増加傾向にあり、なんとか増加に歯止めをかけたいところである。一般ドライバーの心に響く広報・啓発に努めてもらいたい。」旨の発言があった。

野村委員長から、「本日の公安委員会に向かう途中、重大な交通事故を目の当たりにし、改めて交通事故の怖さを実感した。コースアウトによる事故は、重大事故に直結しやすい。死亡事故の減少につなげるためにも重点的に対策を進めることが必要である。また、最近の車には、コースアウト時に警告を出したり、ハンドル操作を支援する機能を備えたものもある。こうした安全運転支援機能も含め、コースアウトによる事故防止対策の推進をお願いしたい。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者1名の処分理由に係る事案概要、聴聞における陳述内容について説明を受けて審議のうえ量定どおり処分を決定し、そのほか意見の聴取等欠席者8名の処分を決定し、1名を再呼び出しとした。

また、7月8日開催の意見の聴取欠席者1名の処分を決定した。

(2) 審査請求の受理

運転管理官から、運転免許の一般運転者更新処分に係る審査請求の受理、及び同審査請求に係る交通違反の概要について説明を受け、決裁した。

(3) 苦情の申出の受理

公安委員会事務官から、公安委員会宛てになされた苦情の申出について要旨の説明を受け、決裁した。

(4) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

警察安全相談総括官から、令和8年5月27日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

(5) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

捜査第一課長から、令和8年4月8日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する条例施行規則の一部改正

生活安全企画課長から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部改正について説明を受け、決裁した。

(7) 山口県暴力団排除条例施行規則の一部改正

組織犯罪対策課長から、山口県暴力団排除条例施行規則の一部改正について説明を受け、決裁した。

(8) 車両の使用制限に係る処分量定の細目基準に関する内規の一部改正

交通指導課長から、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律の施行により、公安委員会内規を改正する旨の説明を受け、決裁した。

(9) 警察職員の派遣に係る援助要求

警備課長から、広島県公安委員会からの広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式の警衛警備に係る援助要求について、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理官から、6月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、生活安全企画課長から、6月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、警備課長から、6月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況2件について、交通企画課長から、6月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 五代目工藤會代表者の変更に係る官報公示

組織犯罪対策課長から、五代目工藤會代表者の変更に係る官報公示について、報告を受けた。

(3) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、6月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(4) 山口県殉職警察職員慰霊祭の執行方法

警務課長から、10月7日に執行を予定している第109回山口県殉職警察職員慰霊祭の概要について、説明を受けた。

(5) 監察関係業務報告

監察官から、監察案件について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。